

年金分割のための情報通知書 (厚生年金保険制度)

(別添2)

年 月 日

様

社会保険庁長官

| | | |
|----------------|---|-------------------|
| 氏 名 | (第1号改定者) (第2号改定者) | |
| 生 年 月 日 | (第1号改定者) 年 月 日 | (第2号改定者) 年 月 日 |
| 基礎年金番号 | (第1号改定者) | (第2号改定者) |
| 情報提供請求日 | 年 月 日 | |
| 婚姻期間等 | 年 月 日 ~ 年 月 日* (* 1. 情報提供請求日 2. 離婚が成立した日 3. 婚姻が取り消された日 4. 事実婚関係が解消したと認められる日) | |
| 対象期間 標準報酬総額 | (第1号改定者) 円 | (第2号改定者) 円 |
| おんぶん 按割合の範囲 | %を超え、5.0%以下 | |

| | | |
|---------|---------------------|---------------------|
| 対 象 期 間 | 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 | 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 |
| | 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 | 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 |
| | 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 | 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 |
| | 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 | 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日 |

| | | |
|--|---------------------|---------------------|
| 対象期間の末日以後に 提供を受けた情報につ いて補正に要した期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
|--|---------------------|---------------------|

| | | | | | | | |
|--|---------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 第2号に規定する期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | 厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 に定める請求期間 | | | | | |
|--|---------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|

本通知は、離婚等をした場合※において標準報酬の改定等の特例（以下「年金分割」という。）の請求を行うために必要な情報をお知らせするものです。

※「離婚等をした場合」とは、法律婚にあった方が離婚し、若しくは婚姻が取り消された場合又は事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚関係」という。）にあった方が当該事情を解消したと認められる場合のことをいいます。

1. 按分割合とその範囲について

「按分割合の範囲」とは、当事者間の合意又は裁判手続により定めることができる按分割合の範囲を示したもので、この範囲内で按分割合を定めることになります。

按分割合の範囲は「百分率(%)」で表示しておりますが、年金分割の請求を行うにあたって、按分割合を定める際は「小数」を用いてください。

また、標準報酬を分割する際には、按分割合の「小数点以下5位まで（例：0.12345）」が用いられます。小数点以下5位未満は四捨五入されますのでご承知おきください。

【例】

| | |
|---------|------------------|
| 按分割合の範囲 | 10.000%を超え、50%以下 |
|---------|------------------|

この場合、「10.001%以上、50%以下」の範囲内で按分割合を定めることとなります（これを小数で表した場合は「0.10001以上、0.5以下」となります。）。

そして、当事者間の合意により按分割合を「45%」と定めた場合、年金分割の請求を行うにあたって、公正証書等には、按分割合を「0.45」と記載することとなります。

2. 情報提供の再請求について

情報提供の再請求は、前回の情報提供を受けた日の翌日から起算して3か月を経過している場合に限り、行うことができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、3か月を経過していない場合でも情報提供の再請求を行うことができます。

- ①国民年金法に規定する被保険者の種別の変更があった場合
- ②3歳未満の子を養育する厚生年金の被保険者から標準報酬月額の特例（いわゆる養育特例）に係る申出が行われた場合
- ③第3号被保険者資格に係る届出が行われた場合
- ④按分割合を定めるための裁判手続に必要な場合

3. 年金分割の請求期限

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができなくなります。

- ①離婚が成立した日
- ②婚姻が取り消された日
- ③事実婚関係が解消したと認められる日

ただし、2年を経過した後に裁判手続により按分割合が定められた場合等については、請求期限の特例があります。詳しくは最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

4. 年金分割の請求を行うにあたっての注意事項

本通知により情報提供が行われた後に、婚姻期間中の記録に変動が生じた場合、按分割合の範囲等の提供情報が変動することがあります。

按分割合の範囲が変動した場合、本通知で提供した情報に基づいて定めた按分割合では、標準報酬の改定等を行うことができないことがあります。

したがって、このようなことを未然に防ぐため、情報提供の再請求（2を参照）を行うことにより、直近の情報を受けることができますので、ご利用ください。

本通知に関するお問い合わせ先